

報道提供資料

令和7年3月6日



貝塚市

総合政策部 魅力づくり推進課
広報・シティプロモーション担当
藤木・遠藤
TEL:072-433-7059
FAX:072-433-7233

泉州地域下水道水質管理支援業務に係る協定 ～地域インフラ群再生戦略マネジメント下水道分野におけるモデル事業～

本市を含む泉州地域6市3町（泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、岬町）ではこの度、地域インフラ群再生戦略マネジメント下水道分野におけるモデル事業として、「泉州地域下水道水質管理支援業務」を実施するため令和7年3月4日に協定を締結しましたのでお知らせします。

本協定は各市町に所在する事業場から公共下水道へ排出される水質の規制業務について各市町が個別に発注していた委託を共同発注し契約の集約化によるコストの縮減や各市町の事務量の軽減を図ることを目的としております。

○契約形態

別紙1をご参照ください。

○協定書

別紙2をご参照ください。

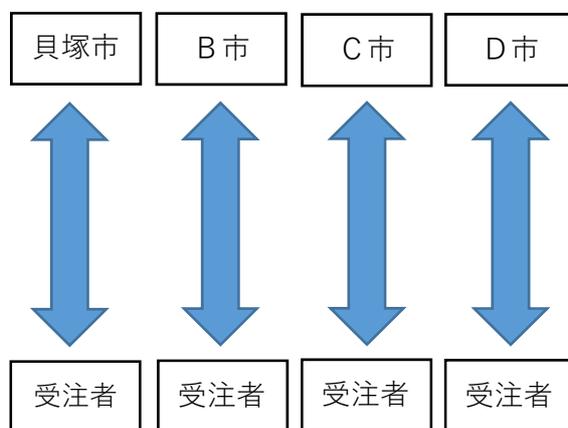
問合せ先 下水道推進課

TEL 072-433-7361

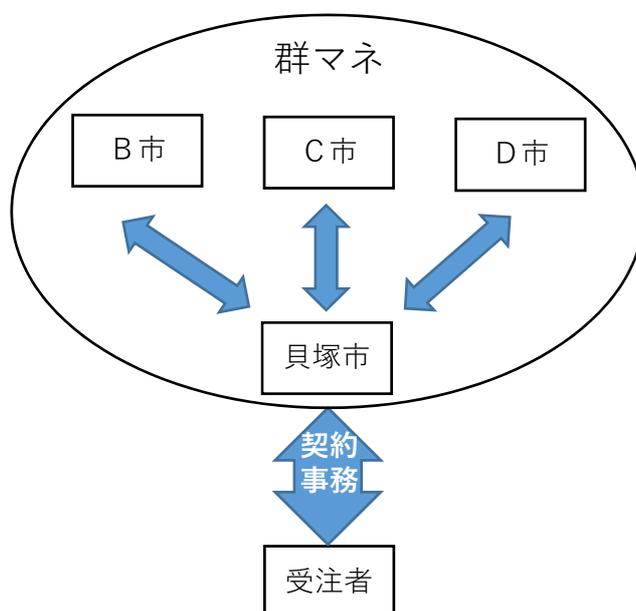
担当：神藤、川西、鈴木

地域インフラ群再生戦略マネジメントモデル事業のイメージ図 (下水道分野)

【従前の契約形態】



【協定による契約事務の一元化】



【共同発注による効果】

- ・ 契約の集約化によるコストの縮減
- ・ 各市町の事務量の軽減

泉州地域下水道水質管理支援業務に係る協定書

本協定は令和5年12月1日に採択された地域インフラ群再生戦略マネジメント（以下「群マネ」という。）のモデル地域として、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町及び岬町（以下「参画市町」という。）間での共同の目的達成および参画市町が受注者との契約締結するための枠組みを定めるものである。

参画市町は、代表市町（以下「甲」という。）と構成市町（以下「乙」という。）として、泉州地域下水道水質管理支援業務の共同発注について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 各参画市町に所在する特定事業場等の水質管理について、各参画市町が継続的に安定して実施するとともに契約の集約化により各参画市町の事務の省力化を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 業務は、「泉州地域下水道水質管理支援業務」（以下「業務」という。）とする。

（代表市町の役割）

第3条 甲の役割は、共同発注する業務の契約事務をとりまとめるものとする。契約事務とは、下記のとおりとする。

- (1)各参画市町の業務に必要な調査結果の取りまとめ。
- (2)受注者の調査及び乙への受注者の通知並びに契約書及び仕様書の作成。
- (3)当初及び変更契約に関する受注者との契約書の受け渡し。
- (4)契約締結後、契約書(原本)の保管。
- (5)契約締結後、乙への契約書(写し)配布及び必要に応じて代表市町が指名する構成市町への原本の貸与。
- (6)参画市町における業務完了の確認。
- (7)甲の役割と実施スキームについては、別紙参照とする。

（構成市町の役割）

第4条 乙の役割は、共同発注する業務の契約事務の補佐を行うものとする。契約事務の補佐とは、下記のとおりとする。

- (1)各参画市町の業務に必要な調査及び甲への通知。
- (2)各参画市町における業務完了の甲への通知。
- (3)乙の役割と実施スキームについては別紙参照とする。

（代表市町の任期）

第5条 甲の任期は、業務を実施する前年度の10月1日から翌年度の9月30日までの原則1年とする。但し、留任については妨げないものとする。

(代表市町の輪番制度)

第6条 甲の役割は輪番制度を採用するものとする。輪番については、貝塚市、泉大津市、泉南市、泉佐野市、和泉市、阪南市、忠岡町、熊取町、岬町順とする。

(参画の可否)

第7条 参画市町は、第2条に規定する業務について、仕様書に示す内容の変更及び翌年度以降参加しない場合は、7月31日までに甲へ通知するものとする。

(業務の執行)

第8条 参画市町は、連名による手続き以外は、受注者との間で締結される契約に基づき、各参画市町で受注者に対して責任を負う。

2. 参画市町は、第2条に規定する業務の実施に当たっては、相互に協力し補完し合うものとする。また、業務実施に伴い必要となる関係法令に基づく手続き等についても協力するものとする。なお、業務内容は、別途定める契約書及び仕様書によるものとする。

(業務の変更)

第9条 業務内容を変更する必要がある場合は、甲と別途協議するものとする。

2. 別途契約書に規定した費用に変更が生じる場合は、速やかに甲へ通知するものとする。

(費用負担)

第10条 費用負担及び支払いについて、次のように定める。

- (1)甲及び乙は、各参画市町に所在する特定事業場等の水質管理業務に係る費用を負担するものとする。なお、費用の内訳については別途契約書で定めるものとする。
- (2)特定事業場等の水質管理業務に係る費用については、各参画市町の必要分を負担するものとする。

(支払い)

第11条 支払いについて、次のように定める。

- (1)支払いについては、各参画市町で実施するものとする。
- (2)業務費用に変更が生じた場合の支払いについては、各参画市町で実施するものとする。

(完了)

第12条 業務完了の確認及び検査については、各参画市町で実施するものとする。また、乙は、業務が完了した時は速やかに甲へ通知するものとする。

(成果品の帰属)

第13条 成果品の所有権は、各参画市町に帰属するものとする。

(損害負担)

第14条 業務実施に伴って生じた損害は、各参画市町の責に帰するものとする。

(疑義の決定等)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義がある事項が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(協定の有効期限)

第16条 この協定の有効期限は締結日から翌年の3月末とする。

2. 各参画市町から第7条による通知がされなかった場合、本協定は従前と同一の条件で、さらに1年間更新されるものとする。

この協定の締結の証として本書必要数を作成し、参画市町記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和 7年 月 日

泉大津市

泉大津市長

南出 賢一

Ⓜ

貝塚市下水道事業

貝塚市長

酒井 了

Ⓜ

泉佐野市下水道事業

泉佐野市上下水道事業管理者 射手矢 光雄

Ⓜ

和泉市

和泉市長

辻 宏康

Ⓜ

泉南市

泉南市長

山本 優真

㊟

阪南市

阪南市長

上甲 誠

㊟

忠岡町

忠岡町長

杉原 健士

㊟

熊取町下水道事業

熊取町長

藤原 敏司

㊟

岬町

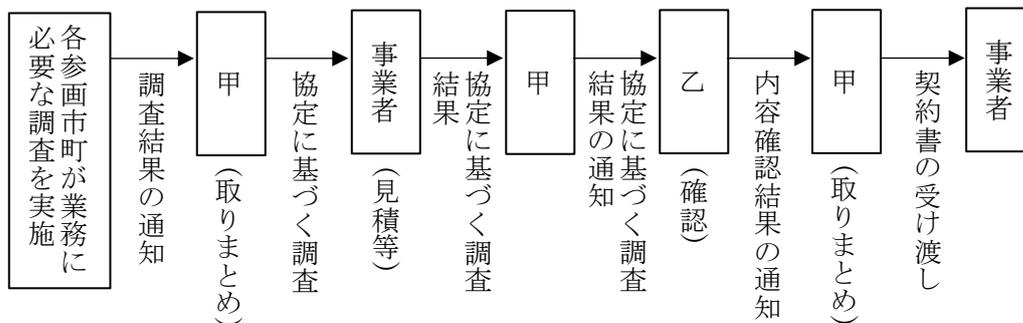
岬町長

田代 堯

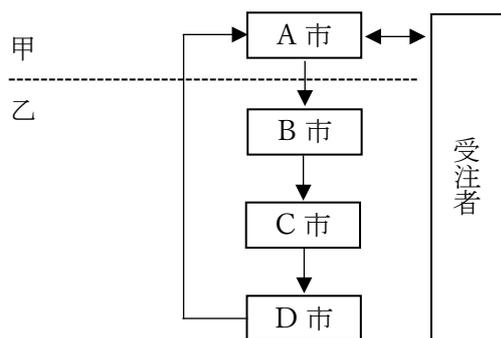
㊟

甲・乙の役割と実施スキーム

【業務費用の調査について】

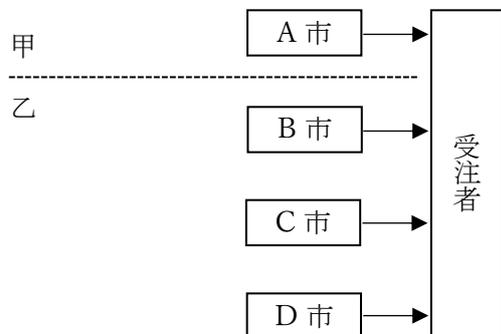


【当初・変更契約手続きについて】



- (甲)
 - ・ 契約書への押印
 - ・ 受注者との契約書の受け渡し
 - ・ 契約書写しを各参画市町へ配布及び必要に応じて原本の貸与
- (乙)
 - ・ 契約書への押印

【業務の実施・費用の支出について】



- (甲・乙)
 - ・ 各参画市町において業務を実施
 - ・ 各参画市町、契約書に基づく業務費用を支出
 - ・ 各参画市町において成果品を保管
- (乙)
 - ・ 業務完了の甲への通知